

事務連絡
平成23年11月25日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

このことについて、平成23年11月21日付け事務連絡により、厚生労働省医薬食品局安全対策課から、平成23年9月30日付け薬食発0930第1号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストの変更について」について、訂正する旨の連絡がありましたのでお知らせします。

おって、下記の団体に対しては別途通知していることを申し添えます。

記

社団法人 熊本県薬剤師会
熊本県医薬品卸業協会
社団法人 熊本県医薬品配置協会
社団法人 熊本県医薬品登録販売者協会
熊本県医薬品小売商業組合
熊本県製薬協会

担当

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班 原田、樋口

TEL : 096-333-2242

FAX : 096-383-1434

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の区分リストの変更についての訂正について

平成 23 年 9 月 30 日付け薬食発 0930 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストの変更について」が発出されたところですが、同通知の別添 1 及び別添 2 において一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

○ 別添 1 「2. 別紙 2（第二類医薬品）」の「（2）（5）の「○生薬及び動植物成分」の変更点」について以下のとおり訂正する。

1. 「イ.「告示名」欄を次の表のとおり変更する。」の訂正箇所

正	誤
サイシン。ただし、外用剤を除く。	サイシシ。ただし、外用剤を除く。
サイシン。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシン 0.3g 以下を含有するものを除く。	サイシシ。ただし、外用剤及び 1 日量中サイシシ 0.3g 以下を含有するものを除く。
ジャシヨウシ。ただし、外用剤を除く。	ジャシヨウジ。ただし、外用剤を除く。
ジャシヨウシ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウシ 0.6g 以下を含有するものを除く。	ジャシヨウジ。ただし、外用剤及び 1 日量中を除く。ジャシヨウジ 0.6g 以下を含有するものを除く。
ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。	ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤は除く。）及び 1 日量中ハンゲ 0.6g 以下を含有するものを除く。
リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。	リュウタン。ただし、外用剤及び 1 日量中中リュウタン 0.75g 以下を含有するものを除く。

受付

23.11.24

薬務衛生課

2. 「ウ. 次のものを削除する。」の訂正箇所

正	誤
ビワヨウ	ビワヨウ。ただし、外用剤を除く。
ボチヨウコウ	ボチヨウコウ。ただし、外用剤を除く。

3. 「エ. 「別名欄」に次のとおり追加する。」へ次のものを追記する。

- ・「ビャクキョウサン。ただし外用剤を除く。」の別名に「ビャクキョウザン」を追加する。

○ 別添1 「3. 別紙3（第三類医薬品）」の「○生薬及び動植物成分」の変更点について以下のとおり訂正する。

1. 「イ. 「成分名」欄を次の表のとおり変更する。」の訂正箇所

正	誤
カイバ。ただし、外用剤に限る。	ガイバ。ただし、外用剤に限る。
カイバ	ガイバ
カゴソウ。ただし、外用剤に限る。	ガゴソウ。ただし、外用剤に限る。
カゴソウ	ガゴソウ
ジャショウシ。ただし、外用剤に限る。	ジャショウジ。ただし、外用剤に限る。
ジャショウシ。ただし、外用剤及び1日量中を除く。ジャショウシ0.6g以下を含有するものに限る。	ジャショウジ。ただし、外用剤及び1日量中を除く。ジャショウジ0.6g以下を含有するものに限る。
ハクシニン。ただし外用剤に限る。	ハクニシン。ただし外用剤に限る。
ハクシニン	ハクニシン

2. 「エ. 「別名欄」に次のとおり追加する。」へ次のものを追記する。

- ・「ビャクキョウサン。ただし外用剤に限る。」の別名に「ビャクキョウザン」を追加する。

○ 別添2 別紙2の(5)の「○生薬及び動植物成分」について、以下のとおり訂正する。

訂正箇所	正	誤
第31項告示名欄のただし書き中	1日量中カンゾウ1g未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ1g以上を含有するもの	一日量中カンゾウ1g未満を含有するもの及び一日量中カンゾウ1g以上を含有するもの
第137項別名等欄	ビャクキョウザン	(空欄)

○ 別添2 別紙3の「○生薬及び動植物成分」について以下のとおり訂正する。

訂正箇所	正	誤
第73項成分 名欄のただし 書き中	<u>1日量中カンゾウ 1g 未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ 1g 以上を含有するもの</u>	<u>一日量中カンゾウ 1g 未満を含有するもの及び一日量中カンゾウ 1g 以上を含有するもの</u>
第332項別名 等欄	<u>ビャクキョウザン</u>	(空欄)
第409項成分 名欄のただし 書き中	<u>リュウタン</u>	<u>リュタン</u>

以上